



I N D E X

- 緊急連絡先届の提出について
- 家族構成に変更はありませんか？
- 家賃の減免を希望される方へ
- 連帯保証人の変更について
- 修繕や届出などのお問い合わせ先について
- 札幌市消防局からのお知らせ

(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです！

<https://s-j-k.or.jp/>



緊急連絡先届の提出について

(対象：一人世帯／今年度は豊平、厚別(ひばりが丘、青葉、新さっぽろ)の団地にお住まいの方が対象です。)

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、令和4年10月28日が提出期限となっております。まだ提出されていない方は郵送または集会所に提出をお願いいたします。

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 管理課

☎211-3385

家族構成に変更はありませんか？

家族構成に変更がある場合は、市営住宅の入居者の異動手続きが必要になります。

また、区役所への届出とは別に、住宅管理公社へ申請(届)が必要になります。

申請(届)には、公的証明書の添付が必要なものもありますので、ご不明な点がございましたら、事前に下記へお問い合わせください。

なお、同居申請の場合は、区役所への届出の前に、住宅管理公社へ申請が必要になります。

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

家賃の減免を希望される方へ

※ 新型コロナウイルスの感染防止を図る意味から、減免申請書は出来るだけ郵送でご提出ください。

年金、給与の収入が少ない方又は退職や転職、新型コロナウイルスの影響等で収入が著しく減少した等、家賃の支払いが困難な方は、条件によっては家賃減免になる場合があります。

新たに家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

なお、すでに家賃減免中の方は、減免期間が終了する時に、新たな申請が必要となりますのでご注意ください。



お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

連帯保証人の変更について

連帯保証人が亡くなられた場合や保証能力が無くなった場合等は、新たな連帯保証人が決まり次第、連帯保証人変更承認申請書を提出してください。

なお、連帯保証人の誓約書等の書類は、連帯保証人変更承認申請書提出後に改めて提出していただきます。

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

修繕や届出などのお問い合わせ先について

市営住宅の修繕や各種届出などに関するお問い合わせについては、内容により連絡先が異なりますので、お問い合わせの際は下記をご確認ください。

修繕や点検に関する内容

- ・ 住戸内や共用部の修繕に関すること
- ・ 敷地や公園の修繕に関すること
- ・ エレベーターなどの設備に関すること
- ・ 退去時に負担する修繕箇所に関すること
- ・ その他、建物の管理に関すること

お住まいの団地の指定管理者に
お問い合わせください

北区、西区、手稲区にお住まいの方

エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

- 月～金曜日8:45～18:00、
土曜日8:45～12:00 ☎011-232-3111
- 上記以外の時間帯 ☎011-232-1874
FAX 011-232-2638

中央区、東区、白石区にお住まいの方

日興美装工業株式会社

☎0120-846-219 FAX 011-782-3400

厚別区、豊平区、清田区、南区にお住まいの方

株式会社東急コミュニティー

- 厚別区にお住まいの方 ☎011-801-7060
- 豊平区、清田区、南区に
お住まいの方 ☎011-555-0071
FAX 011-801-7061

修繕内容によっては入居されている方のご負担となります。

詳しい内容は入居時に配布した「市営住宅ガイド」をご確認いただくか、上記指定管理者までお問い合わせください。

家賃、届出、迷惑行為 などに関する内容

- ・ 家賃や駐車料金、駐車場使用に関すること
- ・ 各種申請や届出に関すること
- ・ 住み替えに関すること
- ・ 迷惑行為に関する相談について

(一財)札幌市住宅管理公社・
集会所管理人にお問い合わせください

(一財)札幌市住宅管理公社

業務課

FAX 011-221-4438 (業務課共通)

- 収入申告、家賃減免、世帯員の異動、
保証人の変更にすること

☎011-211-2355

- 家賃・駐車料金のお支払い、
駐車場使用に関すること

- 退去に関すること ☎011-208-1280

- 住み替えに関すること

☎011-205-3071

管理課

- 模様替えや物品設置に関すること
- 迷惑行為に関する相談について
- 単身入居者向け見守りサービスについて

☎011-211-3385 FAX 011-251-5246

札幌市消防局からのお知らせ

冬は火災危険がたくさん！ ～あなたの家に潜む火災危険特集～



冬は家で過ごす時間が長くなる季節です。

そんな時に使用が多くなるのが、「電気製品」「ストーブ」です。

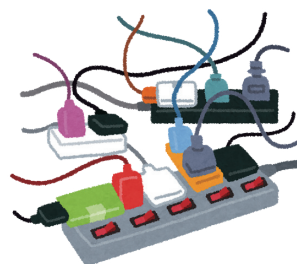
これらは札幌市における出火原因のTOP5に入るほど、火災危険の高いものとなっております。

みなさんも下記の注意点を参考に、家の中を再確認しましょう。

電気製品編

注意点①

過度なたこ足配線をしていると、流れる電気の量が多くなってしまい、火災に発展する恐れがあります。たこ足配線はしないようにしましょう。



注意点②

コードを束ねると、熱が逃げづらいためどんどん発熱していく恐れがあります。コードは束ねず、通気性のいいところで使用しましょう。



ストーブ編

注意点①

ストーブの近くでは、燃えやすいものは置かない、使用しないを徹底しましょう。直接触れていなくても輻射熱で発火する危険もありますので、ストーブからの距離に十分注意しましょう。



注意点②

ストーブの周囲は、熱により気流が発生しています。洗濯物が乾くと軽くなり、気流で落ちやすくなるため、しっかり干しても落ちない保証はありません。近くに干すのはやめましょう。



⚠ 火災以外にも危険はたくさん！

みなさんは、排気筒が雪に埋まっているかどうか気にしたことはありますか？

実は、排気筒が雪に埋まってしまうことで空気の循環がうまくされず、不完全燃焼を引き起こし、一酸化炭素が部屋に逆流…なんてことがあります。

一酸化炭素を吸ってしまうと「体調不良」や「意識消失」、最悪の場合では「死」に至るケースもあるため、十分注意しましょう。